

2025 年 8 月 事業承継支援コンサルティング研究会 事例問題

【テーマ】 事業承継税制

事例

甲社長（75 歳）は、30 年前に設立した A 社（機械部品製造業、従業員数 60 人、売上高 30 億円、当期純利益 1 億円、純資産 20 億円、純有利子負債 10 億円）の創業者であり、株式 1,000 株（持株比率 100%）を所有し、これまで代表取締役社長として頑張ってきました。

引退を考えるようになった甲社長は、一人息子である長男である乙氏（45 歳）に承継したいと考えています。乙氏には兄弟はいません。

顧問税理士によれば、A 社株式の評価額は 20 億円とされ、大きな個人財産を持つ甲氏の相続税は 10 億円を超える見込みです。税負担の大きさに困惑した甲氏は、株式の承継をためらいつつここまで来てしまいました。

後日、事業承継支援の専門家であるあなたは、甲社長から事業承継について相談を受けました。

甲社長：「自社株式の評価額が 20 億円で、相続税が 10 億円かかると顧問税理士から説明されました。長男が支払うことになる 10 億円の相続税を何とか減らしたいのですが、どうすればよいのでしょうか。」

あなた：「それでは事業承継税制を適用しましょう。」

甲社長：「銀行さんからは、事業承継税制よりも持株会社を作って不動産投資をしたほうが良いとアドバイスを受けています。その方法はどうでしょうか。」

あなた：「銀行が提案する方法は、後継者となる乙さんに銀行からお金を借りさせて、甲社長の株式を買い取らせるものです。それよりも、無償で引き継

いでもらうほうがよいのではないのでしょうか。事業承継税制の特例措置を適用できる期限が迫っています。急いで検討しましょう。」

甲社長：「お金をかけずに株式を承継することができるのですね。事業承継税制の特例措置を使えば税金ゼロになると聞いたことがあります。当社に適用できますか？」。

あなた：「会社、先代経営者である甲社長、後継者である乙さんにそれぞれ要件がありますが、それをすべて満たすことができれば適用することができますよ。」

甲社長：「銀行さんの話によれば、事業承継税制というのは、認定が取り消されてしまい、多額の納税が発生するリスクが大きいと聞いています。大丈夫でしょうか。」

あなた：「リスクなど全くありません。経済産業省が、そんな危ない法制度を導入するわけがないでしょう。適用できなくなるのは、M&A で売却してしまうなど、後継者が承継することを途中であきらめた場合ですよ。」

甲社長：「承継できなくなるとダメなんですね。業績悪化で倒産した場合でも、認定が取り消されるのでしょうか？」

【問1】 事業承継税制の適用要件について、①会社、②先代経営者、③後継者に求められる要件をそれぞれ説明してください。

【問2】 事業承継税制の「特例措置」の手続きについて説明するとともに、最も遅く適用した場合、特例承継計画と贈与の期限を述べてください。